

国九整技管第114号
国九整計建第215号
平成27年1月9日

長崎県内建設業団体の長 様

国土交通省
九州地方整備局長

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）についての説明会の開催について（ご案内）

1. 趣旨

昨年6月4日に公布・施行された改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）については、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の皆様の意見を伺いながら、現在、作成作業を進めているところです。

運用指針が適用される平成27年4月1日から公共工事の発注業務を適切に実施するためには、発注者である地方自治体、とりわけ市町村において、運用指針の内容を十分に理解し、必要に応じて発注業務の改善に向けた準備を行う必要があります。また、同時に、受注者となる建設業者においても運用指針の内容を適切に理解することが、円滑な入札・契約の実施、ひいては公共工事の円滑な施工確保にも資するものであります。

このため、今回、地方公共団体や業界団体に対して運用指針の内容について説明を行うものです。

なお、本説明会開催後、各県での説明会の開催も予定しています。

2. 開催日時 平成27年2月3日（火）15：30～17：00

3. 開催場所 長崎県市町村会館6階会議室
長崎市栄町4-9

4. 参加申し込み

別添の参加申込書を1月23日（金）迄にFAXにて下記宛に送付下さい。

5. 送付及び問い合わせ先

九州地方整備局 建政部 嶋、田島

TEL：092-471-6331（6121,6144）

FAX：